

議案第 6 号

寒川町個人情報保護条例の一部改正について

寒川町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 2 月 25 日提出

**3 月 23 日 原案可決**

寒川町長 山 上 貞 夫

提案理由

罰則規定の適用範囲を明確にするために必要な用語の整理等の条文の整備を図るため提案する。

**上記は原本と相違ない**

平成 22 年 3 月 23 日

高座郡寒川町議会議長 古山大二



寒川町個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(加える)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(寒川町情報公開条例(平成11年条例第24号)第2条第1号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。</u></p> <p>(3) <u>個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削る)</u></p> <p>(6) (略)</p>
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書又は磁気テープ等(以下「公文書等」という。))を使用する事務に限る。以下この条に</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(個人情報取扱事務の登録)</p> <p>第7条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報が記録された公文書_____を)を使用する事務に限る。以下この</p>

において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

(1)～(5) (略)

2 前項の公文書等には、次に掲げるものは含まない。

(1)～(3) (略)

3～6 (略)

～略～

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を当該実施機関内部若しくは実施機関相互において利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当して個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

(オンライン結合による提供)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るた

条において「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。

(1)～(5) (略)

2 前項の公文書には、次に掲げるものは含まない。

(1)～(3) (略)

3～6 (略)

～略～

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該保有個人情報を当該実施機関内部若しくは実施機関相互において利用し、又は実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 実施機関は、前項第3号又は第4号の規定に該当する場合において保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めたときは、この限りでない。

(オンライン結合による提供)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合(当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。)による保有個人情報の提供を行ってはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

(適正な維持管理)

第11条 実施機関は、個人情報の保護を図るた

め、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新なものとする
- こと。
- (2) 個人情報の漏えいを防止すること。
- (3) 個人情報のき損、滅失、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。

2 実施機関は、保存する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

3 (略)

～略～

(自己情報の開示請求権)

第14条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報(第7条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)の開示(個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 (略)

3 実施機関は、開示の請求があつたときは、第19条に規定する方法により当該開示の請求に係る個人情報の開示をしなければならない。

4 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示の請求に係る個人情報について開示をすることが次の各号のいずれかに該当するときは、当該個人情報の開示をしないことができる。

(1) 開示の請求の対象となつた個人情報に開示の請求をした者(以下「請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であつて、請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を害することになると認められるとき。

(2) 開示の請求の対象となつた個人情報に法人等に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であつて、請求者に開示することにより、当該法人等又は当該個人が有する競争

め、次に掲げる事項について必要な措置を講ずることにより、保有個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとする
- こと。
- (2) 保有個人情報の漏えいを防止すること。
- (3) 保有個人情報のき損、滅失、不当な検索、改ざんその他の事故を防止すること。

2 実施機関は、保存する必要のなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならない。

3 (略)

～略～

(自己情報の開示請求権)

第14条 何人も、自己に関する保有個人情報(第7条第2項各号に掲げるものを除く。以下同じ。)の開示(保有個人情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を実施機関に対し請求することができる。

2 (略)

3 実施機関は、開示の請求があつたときは、第19条に規定する方法により当該開示の請求に係る保有個人情報の開示をしなければならない。

4 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示の請求に係る保有個人情報について開示をすることが次の各号のいずれかに該当するときは、当該保有個人情報の開示をしないことができる。

(1) 開示の請求の対象となつた保有個人情報に開示の請求をした者(以下「請求者」という。)以外の個人に関する個人情報が含まれる場合であつて、請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を害することになると認められるとき。

(2) 開示の請求の対象となつた保有個人情報に法人等に関して記録された情報又は個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であつて、請求者に開示することにより、当該法人等又は当該個人が有する

上の正当な利益を害することになると認められるとき。

(3) 開示の請求の対象となつた個人情報が個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であつて、請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(4) 開示の請求の対象となつた個人情報が本町の機関内部若しくは機関相互又は本町の機関と国等の機関との間における審議、検討、協議(以下この号において「審議等」という。)に関する情報であつて、請求者に開示をすることにより、当該審議等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(5) 開示の請求の対象となつた個人情報が本町の機関又は国等の機関が行う取締り、調査、交渉、争訟その他の事務事業に関する情報であつて、請求者に開示することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとき。

(6) (略)

(7) 開示の請求の対象となつた個人情報が法令等の定めるところにより明らかに本人に開示をすることができないとされているとき。

5 実施機関は、開示の請求に係る個人情報に前項各号のいずれかに該当することにより開示をしないことができる個人情報とそれ以外の個人情報とが併せて記録されている場合において、当該開示をしないことができる個人情報の部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、当該開示をしないことができる個人情報が記録されている部分を除き、当該個人情報の開示をしなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第14条の2 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る個人情報が存在しているか否かを答

競争上の正当な利益を害することになると認められるとき。

(3) 開示の請求の対象となつた保有個人情報が個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であつて、請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(4) 開示の請求の対象となつた保有個人情報が本町の機関内部若しくは機関相互又は本町の機関と国等の機関との間における審議、検討、協議(以下この号において「審議等」という。)に関する情報であつて、請求者に開示をすることにより、当該審議等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

(5) 開示の請求の対象となつた保有個人情報が本町の機関又は国等の機関が行う取締り、調査、交渉、争訟その他の事務事業に関する情報であつて、請求者に開示することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとき。

(6) (略)

(7) 開示の請求の対象となつた保有個人情報が法令等の定めるところにより明らかに本人に開示をすることができないとされているとき。

5 実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に前項各号のいずれかに該当することにより開示をしないことができる個人情報とそれ以外の個人情報とが併せて記録されている場合において、当該開示をしないことができる個人情報の部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、同項の規定にかかわらず、当該開示をしないことができる個人情報が記録されている部分を除き、当該保有個人情報の開示をしなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第14条の2 開示の請求に対し、当該開示の請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答

えるだけで、前条第4項各号を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないことができる。

(開示の請求の手続)

第15条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る個人情報を保有する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示の請求に係る個人情報を特定するに足りる事項

(3) (略)

2 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る個人情報の本人であること又は代理権を有する者であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 (略)

(開示の請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、前条第1項及び第2項の規定による開示の請求があつたときは、当該開示の請求があつた日から起算して15日以内(前条第3項に規定する補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、当該開示の請求に係る個人情報を開示する旨又はしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨を書面により通知しなければならない。

2 (略)

3 第1項の場合において、個人情報を開示しない旨の決定(第14条第5項の規定により開示の請求に係る個人情報の一部について開示しないこととする場合の当該開示をしない旨の決定を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(個人情報の存否応答拒否及び不存在の通知)

を答えるだけで、前条第4項各号を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないことができる。

(開示の請求の手続)

第15条 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求に係る保有個人情報を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 開示の請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) (略)

2 開示の請求をしようとする者は、当該開示の請求をしようとする者が当該開示の請求に係る保有個人情報の本人であること又は代理権を有する者であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 (略)

(開示の請求に対する決定等)

第16条 実施機関は、前条第1項及び第2項の規定による開示の請求があつたときは、当該開示の請求があつた日から起算して15日以内(前条第3項に規定する補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、当該開示の請求に係る保有個人情報を開示する旨又はしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨を書面により通知しなければならない。

2 (略)

3 第1項の場合において、保有個人情報を開示しない旨の決定(第14条第5項の規定により開示の請求に係る保有個人情報の一部について開示しないこととする場合の当該開示をしない旨の決定を含む。)をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにしなければならない。

(保有個人情報の存否応答拒否及び不存在の通

<p>第 16 条の 2 実施機関は第 14 条の 2 の規定により<u>個人情報</u>の存否を明らかにしないときは、開示の請求があつた日から起算して 15 日以内に、当該<u>個人情報</u>の存否を明らかにしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、開示の請求に係る<u>個人情報</u>が存在しないときは、開示の請求があつた日から起算して 15 日以内に、請求者に当該<u>個人情報</u>が存在しない旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示の請求の特例)</p> <p>第 17 条 実施機関があらかじめ定めた<u>個人情報</u>については、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた<u>個人情報</u>について開示の請求があつたときは、速やかに当該<u>個人情報</u>を開示する旨の決定をし、第 19 条に規定する方法により開示をするものとする。</p> <p>(第三者の保護)</p> <p>第 18 条 実施機関は、第 16 条第 1 項の規定による決定をする場合において、開示の請求に係る<u>個人情報</u>に国等及び請求者以外の者(以下この条、第 28 条第 2 項及び第 3 項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該<u>個人情報</u>の開示に反対の意思を表示した場合において、当該<u>個人情報</u>を開示する旨の決定(第 14 条第 5 項の規定により開示の請求に係る<u>個人情報</u>の一部について開示しないこととする場合の当該部分以外の部分の開示をする旨の決定を含む。以下「開示の決定」という。)をするときは、開示の決定日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならな</p>	<p>知)</p> <p>第 16 条の 2 実施機関は第 14 条の 2 の規定により<u>保有個人情報</u>の存否を明らかにしないときは、開示の請求があつた日から起算して 15 日以内に、当該<u>保有個人情報</u>の存否を明らかにしない旨の決定をし、速やかに請求者にその旨及び理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、開示の請求に係る<u>保有個人情報</u>が存在しないときは、開示の請求があつた日から起算して 15 日以内に、請求者に当該<u>保有個人情報</u>が存在しない旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示の請求の特例)</p> <p>第 17 条 実施機関があらかじめ定めた<u>保有個人情報</u>については、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定によりあらかじめ定めた<u>保有個人情報</u>について開示の請求があつたときは、速やかに当該<u>保有個人情報</u>を開示する旨の決定をし、第 19 条に規定する方法により開示をするものとする。</p> <p>(第三者の保護)</p> <p>第 18 条 実施機関は、第 16 条第 1 項の規定による決定をする場合において、開示の請求に係る<u>保有個人情報</u>に国等及び請求者以外の者(以下この条、第 28 条第 2 項及び第 3 項において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定により意見を述べる機会を与えられた第三者が当該<u>保有個人情報</u>の開示に反対の意思を表示した場合において、当該<u>保有個人情報</u>を開示する旨の決定(第 14 条第 5 項の規定により開示の請求に係る<u>保有個人情報</u>の一部について開示しないこととする場合の当該部分以外の部分の開示をする旨の決定を含む。以下「開示の決定」という。)をするときは、開示の決定日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かな</p>
---	---

い。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに反対の意思を表示した第三者に開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定により開示の請求に係る個人情報の全部又は一部の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに当該個人情報の開示をするものとする。

2 個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1)・(2) (略)

3 実施機関は、公文書に記録されている個人情報の開示をする場合であつて、前項第1号に規定する方法によると、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該公文書を複写したものの閲覧により開示することができる。

4 個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける際に実施機関が定める書類を提示しなければならない。

～略～

(自己情報の訂正請求権)

第21条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 (略)

(訂正の請求の手続)

第22条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る個人情報を保有する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 訂正の請求に係る個人情報を特定するに足りる事項

なければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに反対の意思を表示した第三者に開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第19条 実施機関は、第16条第1項の規定により開示の請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに当該保有個人情報の開示をするものとする。

2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

(1)・(2) (略)

3 実施機関は、保有個人情報の開示をする場合であつて、前項第1号に規定する方法によると、当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、同号の規定にかかわらず、当該公文書を複写したものの閲覧により開示することができる。

4 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける際に実施機関が定める書類を提示しなければならない。

～略～

(自己情報の訂正請求権)

第21条 何人も、自己に関する保有個人情報について事実と誤りがあると認めるときは、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)を実施機関に対し請求することができる。

2 (略)

(訂正の請求の手続)

第22条 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正の請求に係る保有個人情報を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 訂正の請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(訂正の請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定は除く。)による訂正の請求があつたときは、当該訂正の請求があつた日から起算して30日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行つた上で当該訂正の請求に係る個人情報を訂正する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正の請求に係る個人情報の訂正をした上で訂正の請求をした者に訂正の内容及び訂正の理由を書面により通知しなければならない。

3・4 (略)

(個人情報の利用停止請求権)

第24条 何人も、実施機関が保有する自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第8条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項\_\_\_\_\_の規定に違反して利用され、又は提供されているとき 当該個人情報の利用又は提供の停止

(加える)

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求について準用する。

(利用停止の請求の手続)

第25条 利用停止の請求をしようとする者は、

(3)・(4) (略)

2・3 (略)

(訂正の請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条の規定(第15条第3項の規定を準用する規定は除く。)による訂正の請求があつたときは、当該訂正の請求があつた日から起算して30日以内(第15条第3項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行つた上で当該訂正の請求に係る保有個人情報を訂正する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により訂正する旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正の請求に係る保有個人情報の訂正をした上で訂正の請求をした者に訂正の内容及び訂正の理由を書面により通知しなければならない。

3・4 (略)

(自己情報の利用停止請求権)

第24条 何人も、自己に関する保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該各号に定める措置を実施機関に対し請求することができる。

(1) 第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第8条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき又は第9条第1項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条第1項又は第10条第1項の規定に違反して\_\_\_\_\_提供されているとき 当該保有個人情報の\_\_\_\_\_提供の停止

(3) 第11条第2項の規定に違反して保存されているとき 当該保有個人情報の消去

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)の請求について準用する。

(利用停止の請求の手続)

第25条 利用停止の請求をしようとする者は、

当該利用停止の請求に係る個人情報を保有する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 利用停止の請求に係る個人情報の内容

(3)・(4) (略)

2 (略)

(個人情報の利用停止義務)

第 26 条 実施機関は、利用停止の請求があつた場合において、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該利用停止の請求に係る個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で、当該個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止の請求に対する決定等)

第 27 条 実施機関は、第 25 条の規定(第 15 条第 3 項の規定を準用する規定を除く。)による利用停止の請求があつたときは、当該利用停止の請求があつた日から起算して 30 日以内(第 15 条第 3 項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行った上で当該利用停止の請求に係る個人情報を利用停止する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止する旨の決定をしたときは、速やかに当該利用停止の請求に係る個人情報の利用停止をした上で利用停止の請求をした者にその旨及び利用停止の理由を書面により通知しなければならない。

3・4 (略)

(不服申立てがあつた場合の手続)

第 28 条 (略)

2 前項の規定により諮問した実施機関は、不服

当該利用停止の請求に係る保有個人情報を管理する実施機関に次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 利用停止の請求に係る保有個人情報の内容

(3)・(4) (略)

2 (略)

(保有個人情報の利用停止義務)

第 26 条 実施機関は、利用停止の請求があつた場合において、当該利用停止の請求に理由があると認めるときは、当該利用停止の請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲内で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止の請求に対する決定等)

第 27 条 実施機関は、第 25 条の規定(第 15 条第 3 項の規定を準用する規定を除く。)による利用停止の請求があつたときは、当該利用停止の請求があつた日から起算して 30 日以内(第 15 条第 3 項の規定を準用し補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。)に、必要な調査を行った上で当該利用停止の請求に係る保有個人情報を利用停止する旨又はしない旨の決定をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により利用停止する旨の決定をしたときは、速やかに当該利用停止の請求に係る保有個人情報の利用停止をした上で利用停止の請求をした者にその旨及び利用停止の理由を書面により通知しなければならない。

3・4 (略)

(不服申立てがあつた場合の手続)

第 28 条 (略)

2 前項の規定により諮問した実施機関は、不服

申立人及び次の各号のいずれかに該当する者に諮問した旨を書面により通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 個人情報の開示に反対の意思を表示している第三者が不服申立人である場合は、請求者

3 第18条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) (略)

(2) 不服申立てに係る個人情報を開示しない旨の決定を変更して行う開示の決定(第三者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

～略～

(審査会の権限等)

第30条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して開示決定等に係る公文書等の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対してその提示された公文書等の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して開示決定等に係る公文書等に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 (略)

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めること、適当と認める者に対してその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、その

申立人及び次の各号のいずれかに該当する者に諮問した旨を書面により通知しなければならない。

(1) (略)

(2) 保有個人情報の開示に反対の意思を表示している第三者が不服申立人である場合は、請求者

3 第18条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) (略)

(2) 不服申立てに係る保有個人情報を開示しない旨の決定を変更して行う開示の決定(第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

～略～

(審査会の権限等)

第30条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対してその提示された公文書の開示を求めることができない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対して開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 (略)

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審査会は、審査を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、参加人(審査会の許可を得て、又は審査会の求めに応じて審査会の会議に参加する利害関係人をいう。以下同じ。)又は実施機関(以下「不服申立人等」という。)

に対して意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めること、適当と認める者に対してその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認めるときは、その

指名する委員に第1項の規定により提示された公文書等を閲覧させ、前項の規定による調査をさせ、又は次条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(加える)

6 (略)

(答申書の送付等)

第34条 (略)

(加える)

(加える)

～略～

(運営審議会)

第36条 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、寒川町個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2～6 (略)

7 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 審議会の会議は、公開とする。ただし、個人情報を保護するためその他必要があると認められるときは、審議会の議決により非公開とすることができる。

～略～

指名する委員に第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、前項の規定による調査をさせ、又は次条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

6 審査会は、前条第1項の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の事項について、実施機関に対し意見を述べることができる。

(1) 個人情報保護に関する事項であって、審査を通じて、意見を述べる必要があると認められた事項

(2) 審査に関する事項

7 (略)

(答申書の送付等)

第34条 (略)

2 審査会は、諮問に対する答申をする場合において、必要があると認めるときは、当該諮問をした実施機関に対し、当該答申に関連する個人情報保護に関する事項について必要な措置を講ずることを求めることができる。

3 実施機関は、前項の規定による求めに応じ、措置を講じたときはその旨を、措置を講じないときはその旨及び理由を、遅滞なく、審査会に通知するものとする。

～略～

(運営審議会)

第36条 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、寒川町個人情報保護制度運営審議会 \_\_\_\_\_ を置く。

2～6 (略)

(削る)

(削る)

～略～

(罰則)

第 43 条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報(公文書に記録されたものに限る。指定管理者が公の施設の管理に関する業務に関し取り扱う個人情報を含む。以下この条及び次条において同じ。)を含む情報の集合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

2 前項各号に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

(加える)

～略～

第 46 条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、50,000 円以下の過料に処する。

(罰則)

第 43 条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル

(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1,000,000 円以下の罰金に処する。

(1)～(3) (略)

2 前項各号に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 500,000 円以下の罰金に処する。

3 第 1 項に規定する個人情報ファイル及び前項に規定する保有個人情報には、指定管理者が公の施設の管理に関する業務に関し取り扱うものを含む。

～略～

第 46 条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000 円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。